

令和6年11月20日  
市長定例記者会見資料  
保健福祉部障害福祉課

# （仮称）長野市手話言語条例骨子案及び 市民意見等の募集（パブリックコメント）の実施について

保健福祉部 障害福祉課

## ◆募集期間

令和6年11月28日（木）～12月20日（金）

## ●骨子（案）の閲覧場所、意見・提案用紙の配布窓口

- 障害福祉課
- 各支所
- 行政資料コーナー（第一庁舎3階）
- 市ホームページ

## ●意見・提案の提出方法

- 持参の場合は、障害福祉課、各支所の窓口へ
- 市ホームページ「ながの電子申請サービス」で提出
- 郵送、FAX、電子メールで障害福祉課へ提出
- 手話による意見（※障害福祉課で手話通訳者が受付）
- 手話動画による意見（※大容量ファイル転送サービスによる受付）

## ●意見等の公表

- 提出いただいた意見等は、意見に対する検討結果・条例（案）への反映状況などを後日ホームページ等で公表します。
- 意見等の提出者への個別の回答は行いません。

# (仮称)長野市手話言語条例について

3

## 経 過

年月日	内 容
令和5年5月19日	長野市手話言語条例の制定についての市長要望
令和5年12月市議会	長野市手話言語条例の制定に関する請願
令和6年3月22日	長野市手話言語条例勉強会設置 構成(長野市聴覚障害者協会、長野市登録通訳者、長野市障害福祉課等)
令和6年3月22日～	長野市手話言語条例勉強会開催(以降2回の勉強会開催)

## 県内の条例制定状況

自治体	条例名	施行日
長野県	長野県手話言語条例	平成28年3月22日
佐久市	佐久市手話言語条例	平成30年4月1日
上田市	上田市手話言語の普及及び視聴覚障害者等の 意思疎通手段等の利用促進に関する条例	令和2年7月1日
塩尻市	塩尻市手話言語条例	令和4年4月1日
軽井沢町	軽井沢町手話言語条例	令和5年3月29日
小諸市	小諸市手話言語条例	令和5年4月1日

# 手話言語条例策定のスケジュールについて①

年月	内容
令和6年2～3月	手話言語条例 勉強会発足
令和6年4月～8月	手話言語条例 勉強会 (素案) の作成
令和6年7月	社会福祉審議会諮問 障害者福祉専門分科会①
令和6年10月10日(木)	長野市障害ふくしネット (条例骨子案) の説明
令和6年11月12日(火)	臨時部長会議 (条例骨子案、パブリックコメント実施について)
令和6年11月18日(月)	社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会②
令和6年11月19日(火)	政策説明会
令和6年11月20日(水)	記者会見

※進捗状況により変更する可能性があります

# 手話言語条例策定のスケジュールについて②

年月	内容
令和6年11月28日(木) ～12月20日(金)	パブリックコメントの実施
令和7年1月	社会福祉審議会障害者福祉専門分科会③
令和7年1月28日(火)	社会福祉審議会答申
令和7年1月30日(木)	法規審査委員会
令和7年2月12日(水)	臨時部長会議（パブリックコメント結果報告、条例（案））
令和7年2月17日(月)	政策説明会（パブリックコメント結果報告、条例（案））
令和7年2月19日(水)	記者会見
令和7年3月	3月議会に条例（案）の提出

※進捗状況により変更する可能性があります

# (仮称)長野市手話言語条例骨子案の概要

## (1) 前文

手話は言語である。

手話は、音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、手や指、体の動きや表情などにより視覚的に表現される言語である。ろう者にとって、物事を考え、意思疎通を図り、知識を蓄え、文化を創造する上で欠かせない言語として、大切に受け継がれてきた。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることができず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

長野市においては、障害のある人もない人も個人の尊厳が重んじられ、地域の一員として安心して暮らせるまちを築くことを目的とした長野市障害者基本計画を策定するとともに、地域で障害者が社会参加するための環境整備に取り組んできたところである。

一方で、市民が手話に接する機会は少なく、市民の手話に対する理解が十分に深まっているとはいえない状況にある。手話による意思疎通や情報の取得ができる環境を整備するため、さらなる取組を進めていかなければならない。

そこで、手話は言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができるまちづくりが必要である。

手話が、障害のある人もない人も、互いに支え合いながら共に生きる地域社会の象徴となり、誰もが手話に親しみ、手話に対する理解を深め、手話が広く日常生活や社会生活でも利用される長野市を目指すためにこの条例を制定する。

## (2) 施行日(令和7年4月予定)

## (3) 主な内容①

項目	内容と主な施策
目的	<p>この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、<u>手話の普及等</u>に関し、基本理念を定め、並びに市の責務及び事業者を含む市民等の役割を明らかにするとともに、<u>手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、事業者を含む市民の手話及びろう者に対する理解の促進を図り、もってろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。</u></p>
定義	<p>1 この条例において、<u>手話とは</u>、ろう者(盲ろう者等を含む。)が自ら生活を営むために使用している、独自の言語体系を有する音声言語と対等な言語であり、豊かな人間性の涵養及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産をいう。</p> <p>2 この条例において「<u>ろう者</u>」とは、「<u>ろう児</u>」を含めた、きこえない者、きこえにくい者及び盲ろう者のうち手話を使い日常生活又は社会生活を営むものをいう。</p> <p>3 この条例において「<u>手話の普及等</u>」とは、<u>手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備</u>をいう。</p>
基本理念	<p>1 <u>手話の普及等は、手話が独自の体系を持つ言語であり、ろう者が受け継いできた文化的所産であることについての市民の理解の下に、行われなければならない。</u></p> <p>2 <u>手話の普及等は、手話が、意思疎通のための手段として選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段として選択の機会の拡大が図られることを旨として行われなければならない。</u></p>
市の責務	<p>市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、<u>ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行うとともに、手話の普及等を推進するものとする。</u></p>
事業者の責務	<p>事業者は、基本理念にのっとり、<u>ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。</u></p>
市民の責務	<p>市民は、基本理念にのっとり、<u>手話に対する関心と理解を深めるとともに、手話の普及等に関する施策に協力するよう努めるものとする。</u></p>

## (3) 主な内容②

項目	内容と主な施策
<u>ろう者の役割</u>	ろう者は、基本理念にのっとり、手話の普及等に関する <u>施策に協力するとともに</u> 、主体的かつ自主的に手話の普及に努めるものとする。
<u>手話通訳者の役割</u>	手話通訳者は、基本理念にのっとり、市が実施する手話の普及等に関する <u>施策に協力するとともに</u> 、手話に関する技術の向上に努めるものとする。
県との連携協力	市は、手話の普及等に関する施策の実施に当たっては、県と連携するとともに、県が行う手話の普及等に関する施策に協力するものとする。
施策の策定及び推進	<ol style="list-style-type: none"><li>1 市は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する長野市障害者基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する長野市障害福祉計画において、手話の普及等に関する必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。</li><li>2 市長は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、当事者団体等の意見を聴かなければならない。</li><li>3 市長は、第1項に規定する施策について、実施状況を公表しなければならない。</li><li>4 第2項の規定は、第1項に規定する施策の変更について準用する。</li></ol>
<u>手話を学ぶ機会の確保等</u>	<ol style="list-style-type: none"><li>1 市は、市民が手話を学ぶ機会の確保をするため、<u>手話に関する講座の開設その他必要な措置を講ずるものとする。</u></li><li>2 市は、市民が手話に親しみを覚える<u>取組を行う者に対し、必要な支援を行うものとする。</u></li></ol>
<u>学校における理解の増進</u>	<ol style="list-style-type: none"><li>1 市は、学校教育において、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、<u>必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></li><li>2 市は、学校において、<u>児童、生徒及び教職員に対し、手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。</u></li></ol>

## (3) 主な内容③

項目	内容と主な施策
<u>医療機関における手話の啓発</u>	市は、医療機関において、ろう者が手話を使用しやすい環境にするために、 <u>手話通訳者を派遣する制度の周知その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u>
<u>観光旅行者等に関する措置</u>	市は、事業者その他の関係者と連携し、観光に関連する施設及び公共施設において、 <u>ろう者が手話を使用しやすいようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u>
手話通訳者等の養成等	1 市は、県と協力して、手話通訳者その他の手話を使うことができる者及びその指導者の確保、養成及び手話に関する技術の向上を図るものとする。 2 前項に定めるもののほか、市は、県と協力して、災害時において互いに支え合うための地域づくりに資するよう、手話を使うことができる者の養成を行うものとする。
手話による情報発信	市は、市政に関する情報を容易に得られるよう、手話による情報発信に努めるものとする。
手話通訳者の派遣体制の整備等	市は、ろう者が手話による意思疎通を図ることができる環境の整備に資するよう、手話通訳者の派遣その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
<u>事業者への支援</u>	市は、事業者がろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときに <u>手話を使用しやすい環境の整備のために行う取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。</u>
<u>災害時等の対応</u>	市は、災害時及び緊急時において、ろう者に対し、 <u>情報の迅速な取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u>
財政上の措置	市は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。